

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和2年12月10日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

処分庁が、本件処分において、次の物品購入に関し、これを自立更生免除の対象と認めなかったことは不当である。

- ① 母親看病のために帰省した費用
- ② 前に受けた偽計業務妨害事件に関する再審査手続きに要する費用
- ③ 風俗店と起こしたトラブルに関する裁判費用
- ④ パソコンのHDD購入費用

請求人の人生の経緯は、田舎から努力して勉強し、〇〇を卒業したにもかかわらず、彼女がいなかったことなどに加え、平成〇

○年にブログに書いたことで逮捕され、平成○○年に２ちゃんねるに無意識に書いたことで逮捕され、違法な判決で実刑判決に処され、平成○○年に○○刑務所に収監されて所定の作業をさせられたというものであって、不合理にすぎると言わざるを得ない。従って、請求人に関して、複数の精神障害が出ていることは当然である。これを踏まえて、生活保護費から、風俗店を利用する代金を支払ったことおよび母親や祖母の病気をみるために○○に帰省する費用を払ったことが、自立更生に資することは当然であり、風俗代金支払い等について自立更生免除を認めるのが相当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年 2月 28日	諮問
令和 4年 5月 27日	審議（第66回第2部会）
令和 4年 6月 17日	審議（第67回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生

活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 障害者加算について

ア 上記(1)の「厚生労働大臣の定める基準」である「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日付厚生省告示第 158 号。ただし、令和元年 7 月 17 日付厚生労働省告示第 66 号による改正前のもの。以下「保護基準」という。）において、加算制度が定められており、保護基準は、障害者加算を行う者として、「国民年金法施行令別表に定める 1 級に該当する障害のある者」（別表第 1・第 2 章（加算）・2・(2)・ア）及び「国民年金法施行令別表に定める 2 級に該当する障害のある者」（同イ）を挙げている。

イ そして、1 級地（〇〇区を含む。）の在宅者についての障害者加算の月額は、国民年金法施行令別表に定める 1 級に該当する障害のある者が 26,310 円、同 2 級に該当する障害のある者が 17,530 円とされている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7・2・(2)・エ・(ア)及び(イ)によれば、障害者加算に係る障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととされ、これらを所持しない者に

については、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うものとされている。

エ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）の問6-21の回答5によれば、障害程度が関連年金等の支給要件に該当する旨の裁定又は認定が行われたときは、当該認定等のあった月の翌月から法による保護における障害者加算等を認定するとされている。

(3) 法63条の規定に基づく返還について

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定している。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13-5（答）(1)によれば、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている。

イ そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであり（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）、同条の「急

迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649頁参照）。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされているが、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」として、①から⑥までの控除を認めることができる場合（以下「自立更生免除」という。）について例示している。そのうちの④においては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」とされているが、④の(エ)によれば、「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」は、自立更生の範囲には含まれないとされている（なお、問答集問13-5・答(2)も同旨）。

(4) 局長通知及び課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。さらに、運用事例集は、法の具体的な解釈・運用の指針

として一定の合理性を有するものと認められる。

2 本件についての検討

(1) 法63条の規定する資力について

処分庁は、請求人が平成30年11月から障害基礎年金の障害等級が1級から2級に変更になったことから、以降、年金収入について収入認定を変更したところ、令和〇〇年〇〇月〇〇日に会計検査院実地検査の準備の際に、請求人の障害者加算の変更が漏れていたことが判明したため、本件過支給期間に、請求人に対し過大に支給した障害者加算額に相当する保護費96,580円（本件過支給額）を法63条の規定する資力として、同条の規定に基づく返還を求めたことが認められる（本件処分）。

この点、局長通知によれば、障害者加算に係る障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行い、これらを所持しない者については、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類（精神障害者保健福祉手帳を含む。）に基づき行うものとされている（上記1・(2)・ウ）。

そうすると、障害基礎年金の障害等級が変更された場合には、その後、実施機関はその翌月から障害者加算の認定を変更すべきものである（上記1・(2)・エ）。そして、同認定を変更するまでの間は、実施機関が誤った障害者加算に相当する保護費を支給している状況にあり、保護の補足性の原則に反して保護費が支給されていたものといえるから、当該保護費は、法63条の規定する資力ということになる。

本件では、請求人の障害基礎年金の障害等級が変更された際に障害者加算の変更が行われないうまま、担当職員がそのことに

気づくまで、処分庁が誤った障害者加算に相当する保護費を支給し続けていたものであるから、本件過支給額は、法63条の規定する資力といえる。

(2) 法63条の規定に基づく返還義務の範囲について

問答集によれば、原則として、資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、自立更生免除の取扱いをして差し支えないとされているところ（上記1・(3)・ア及びウ）、担当職員が請求人に対して自立更生免除について説明し、確認すると、請求人から自立更生免除の申立てがあったことから、処分庁は、ケース診断会議を開催し、当該申立ての適用可否について検討し、パソコン購入費のみを自立更生免除の対象とすることと認定したことが認められ、処分庁の判断は合理的なものと認められる。

そうすると、処分庁が、法63条の規定に基づく返還義務の範囲として、本件過支給額の全額（96,580円）から自立更生免除の適用を認定したパソコン購入費（18,040円）を減免した78,540円を返還額としたことについて、違法・不当な点は認められない。

(3) 以上によれば、処分庁が、本件過支給額を法63条に基づく返還決定額とした本件処分は、上記1の法令等の定めに従い適正に行われたものと認められる。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、本件処分において、パソコン購入費以外の物品購入に関し、これを自立更生免除の対象と認めなかったことは不当である旨主張する。

しかし、処分庁は、請求人から申立てのあった自立更生免除の項目について、ケース診断会議を開催して調査・検討した上で適

用の可否を認定していることが認められ、本件処分が法令等の規定に基づき、適法になされた処分であることは上記2のとおりであることから請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)